

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
日本福祉大学中央福祉専門学校		平成1年3月31日		長岩 嘉文		〒 460-0012 (住所) 愛知県名古屋市中区千代田三丁目27-11 (電話) 052-339-0200		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人日本福祉大学		昭和28年1月31日		丸山 悟		〒 470-3295 (住所) 愛知県知多郡美浜町奥田会下前35-6 (電話) 0569-87-2211		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		介護福祉士科		平成 7(1995)年度	-	令和 2(2020)年度	
学科の目的		施設や地域(在宅)等の多様な現場で必要とされる実践能力を身につけると同時に、介護の基本である「人間の尊厳を支えるケア」を実践の柱とした教育を行う。社会的な変化や技術・情報の多様化、政策の動向など、介護専門職に求められる対応力と柔軟性を備えた人材を育成する。						
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)		・介護福祉士国家試験受験資格の取得 ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)の施行(平成29年4月1日)から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士国家試験に合格しなくても(不合格又は受験しなかった者)、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられている。						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,928 単位時間	968 単位時間	510 単位時間	450 単位時間	0 単位時間
				106 単位	64 単位	32 単位	10 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
160 人	129 人		62 人		48%	2.9 %		
就職等の状況	■卒業者数(C)		27 人					
	■就職希望者数(D)		20 人					
	■就職者数(E)		20 人					
	■地元就職者数(F)		20 人					
	■就職率(E/D)		100 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		74.1 %					
	■進学者数		6 人					
	■その他							
	(令和 7 年度卒業者にに関する令和8年5月1日時点の情報)							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:		無					
	※有の場合、例えば以下について任意記載							
当該学科のホームページURL	評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL			
	https://www.n-fukushi.ac.jp/chuo/course/care_worker/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)							
	総授業時数		1,928 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		450 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
	うち必修授業時数		1,928 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		450 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
	(B:単位数による算定)							
	総単位数		106 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		10 単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位						
うち必修単位数		106 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		10 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3 人			
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		2 人			
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人			
	計				5 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				5 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

介護福祉士科の教育課程はすべて国家試験指定科目であり、そのうち90%以上を実務経験を有する教員が担当し、介護現場での事例などを引用・紹介しつつ授業を展開している。特に実習指導演習や技術演習は少人数クラスとし、専任教員と非常勤教員(実務経験者)が連携した教育・指導を実施し、実習先施設の実習指導者とは育成指導に関する情報交換や講習の機会を設定。そのうえで教育課程編成の点検と改善のため、講師派遣や実習指導等で連携実績のある機関より参画をいただいた教育課程編成委員会を設置し、意見・助言や要望の集約し、反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会での意見・議論の内容は介護福祉士科教務会議で整理・検討し、学科教員にフィードバックを行う。このうち、カリキュラムや教授法・実習指導法に関わって変更や更新を要する場合は学科長会議にて審議し、学園内会議及び行政上の必要な手続きを行う。学校運営や学園経営に関連する意見や情報については、専門学校政策会議等で報告・紹介することとしている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年3月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
村瀬 文康	一般社団法人 愛知県言語聴覚士会	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
吉田 貴宏	社会福祉法人 フラワー園 特別養護老人ホーム あんのん	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
東俣 淳子	社会福祉法人 豊田市福祉事業団 豊田市子ども発達センター	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
富田 力	社会福祉法人 みらい	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
板部 美紀子	日本福祉大学中央福祉専門学校	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
大岡 治恵	日本福祉大学中央福祉専門学校	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
森 由香子	日本福祉大学中央福祉専門学校	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
國友 晴洋	日本福祉大学中央福祉専門学校	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月頃、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年12月12日 14:00～15:00

第2回 令和8年3月5日 11:00～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・学生の基礎学力、日常生活上の習慣や価値観の相違が広がりつつあり、多様性への対応と質を落とさないで余裕のある・教育方法に向けて見直しを検討した。実習期間の延長・実習中の土、日休みの確保などで時間的にゆとりを持てるよう改善した。また、実習記録の量を減らし質を高める指導につなげている。小人数クラスでは教員間での指導力の誤差をなくすため、適宜意見交換を実施している。外国人の日本語対策として、担任と日記のやり取りを行い、具体的に日本語指導を実施している。(介護福祉士科)

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習Ⅰ～Ⅲのシラバス、到達目標と、校内で実施している総合演習での学びの流れ等をすべての実習先・指導者に周知・共有したうえで、実習期間中は日常的な連絡および毎週実施する実習巡回によるリアルタイムでの進捗状況確認を行いつつ、修了をめざす。要改善・対応事項については、実習担当教員と学科長で対応方針を確認したことを実習指導者（必要に応じて責任者）と協議を行いながら、修了まで連携して指導に取り組む。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの各シラバスで示した「ねらい」「到達目標」に基づき、個別ケアの実践に向け、学生の修了まで連携して導く（委託契約を締結）。

【実習前】シラバスに基づいた各実習のねらい・趣旨の共有と実習配属計画の確認

【実習期間中】計画に基づく現場実習と指導→毎日の実習記録の確認と助言→毎週、実習先に担当教員が巡回し、実習進捗状況と課題を指導者と確認、必要に応じて現場で学生に個別指導

【帰校日指導】隔週で学校に戻り、課題の進捗状況と実習記録を個別に確認し、指導。必要に応じて実習先と情報共有

【修了】実習記録・振り返りに基づき学生の取り組みを評価（実習指導者）→学校側は演習・実習の課題提出状況と内容、姿勢も踏まえて総合評価

課題となる実習は入所施設・通所施設・訪問介護に分けて実施。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	個々の生活リズムや個性を理解する と言う観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	入所施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設）、通所施設（デイサービス）
介護実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	個々の生活リズムや個性を理解する と言う観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	入所施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設）、訪問介護事業所
介護実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	個別ケアを行うために個々の生活のリズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれをふまえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	入所施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設）

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

下記の取り組みを行う。

・介護現場や福祉領域での動向や政策を把握したうえで、学校・教員として新規あるいは掘り下げて学ぶべきテーマを優先する。

・教員が自身で立てた計画に基づき研究・研修に取り組むことを奨励する(個人研究費も支給)。

・経験年数や従前の研究・研修実績を勘案し、すべての教員の機会均等に留意する。

これらを踏まえ、職能団体や養成施設協議会、学会が実施する研修会やプログラムに参加することや、運営・講師・プレゼンテーションといった役割を担うことも積極的に支援する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和7年度 全国教職員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年10月31日、11月1日	対象:	介護福祉士養成施設教職員
内容	未来を見据えた介護福祉の魅力 ～原点からの問い～		

研修名:	東海北陸ブロック教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年11月29日	対象:	会員養成施設に勤務する東海北陸ブロックに所属する教員
内容	多職種連携とチームケアの実現 一介護福祉士教育が果たす役割一		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	東海北陸ブロック教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年11月29日	対象:	会員養成施設に勤務する東海北陸ブロックに所属する教員
内容	多職種連携とチームケアの実現 一介護福祉士教育が果たす役割一		

研修名:	介護福祉士養成大学連絡協議会研修会	連携企業等:	介護福祉士養成大学連絡協議会
期間:	令和7年7月19日	対象:	会員校等
内容	大学における介護福祉士養成における質について―卒論・研究レポート等の意義と効果―		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和8年度 全国教職員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和8年10月29日～10月30日	対象:	介護福祉士養成施設教職員
内容	地域包括ケアを創る介護福祉士 ～多様な場面で創意工夫できる専門職育成～		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和8年度 全国教職員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和8年10月29日～10月30日	対象:	介護福祉士養成施設教職員
内容	地域包括ケアを創る介護福祉士 ～多様な場面で創意工夫できる専門職育成～		
研修名:	令和8年度介護福祉士養成大学連絡協議会第1回研修会	連携企業等:	介護福祉士養成大学連絡協議会
期間:	令和8年7月18日	対象:	会員校等
内容	介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置の見直し		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

中央福祉専門学校中期計画において、本校の教育と経営を統合的に推進する組織ガバナンスの強化を目標の一つに設定し、学校運営の自己評価、担当理事の職務行動評価、事業評価を実施するPDCAサイクルの確立および定着を図ることを重点課題としている。この取り組みを客観的に検証し、ステークホルダーの協力を得ることで本校の教育水準向上につながることを期して学校関係者評価を実施する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流・外国人留学生の受け入れ

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

本校の当該年度の事業結果および中央福祉専門学校中期計画(2025～2028年度)に基づく2025年度専門学校事業計画を報告し、本委員会において評議を受けた。各事業、教育内容については一定の評価を受けたが、広報活動についてはより広範な対象に、多様な媒体を通して実施すべきである旨の指摘を受けた。この件について、2026年度実施の広報活動において参考にすることとした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
村瀬 文康	一般社団法人 愛知県言語聴覚士会	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
吉田 貴宏	社会福祉法人 フラワー園 特別養護老人ホーム あんのん	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
東俣 淳子	社会福祉法人 豊田市福祉事業団 豊田市子ども発達センター	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
富田 力	社会福祉法人 みらい	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(○ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <https://www.n-fukushi.ac.jp/chuo/about/overview.html>
公表時期: 2026年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ・ホームページを活用した情報公開、提供に努める
- ・評価委員には報告書による資料報告および委員会での説明により情報を提供する

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	本校の特徴、校長、学校の沿革、特色、所在地
(2)各学科等の教育	カリキュラム、国家資格取得状況・合格率、進路
(3)教職員	教職員の組織、教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	実習の取組、就職支援
(5)様々な教育活動・教育環境	校内環境、特色ある科目や授業風景
(6)学生の生活支援	学生支援の取組
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用できる経済的支援措置の内容等
(8)学校の財務	財務情報
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	留学生の受入れ
(11)その他	学則等

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(○ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <https://www.n-fukushi.ac.jp/chuo/>
公表時期: 2026年7月31日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉士科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力を養う学習とする。	1前	30	-	○			○			○	
2	○			人間関係とコミュニケーション1（基礎）	対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。	1前	30	-	○			○			○	
3	○			人間関係とコミュニケーション2（チームマネジメント）	介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	2前	30	-	○	△		○		○		
4	○			社会の理解1（社会福祉）	個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的にとらえる学習とする。日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。	1前	30	-	○			○		○		
5	○			社会の理解2（高齢者福祉）	・高齢者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。 ・障害者の生活実態や当事者を取り巻く現状を知り、支援者としての姿勢や関わり方を考える力を養う。	1前	30	-	○			○		○		
6	○			社会の理解3（障害者福祉）	・障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。 ・障害者の生活実態や当事者を取り巻く現状を知り、支援者としての姿勢や関わり方を考える力を養う。	1後	30	-	○			○			○	
7	○			社会の理解4（地域福祉）	対象者の生活の場として地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。	2前	30	-	○			○			○	
8	○			コミュニケーション手話	様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や視野を養う学習とする。	1前	30	-	○			○			○	
9	○			社会学	現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習とする。	2後	30	-	○			○			○	

10	○		介護の基本 1 (介護概論)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	1 前	30	-	○			○		○		
11	○		介護の基本 2 (スポーツ科学)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	1 前	30	-	○			○			○	
12	○		介護の基本 3 (観察)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	1 後	30	-	○			○		○		
13	○		介護の基本 4 (多職種連携)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	2 後	30	-	○			○		○		
14	○		介護の基本 5 (リスクマネジメント)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	2 後	30	-	○			○		○		
15	○		介護の基本 6 (総合)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	2 後	30	-	○			○		○		
16	○		コミュニケーション 1 (基礎)	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	1 後	30	-		○		○		○		
17	○		コミュニケーション 2 (応用)	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	2 前	30	-		○		○		○		
18	○		生活支援技術 1 (基礎)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 前	30	-		○		○		○		
19	○		生活支援技術 2 (応用)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 後	60	-		○		○		○	○	
20	○		生活支援技術 3 (家政学概論)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 前	30	-		○		○			○	
21	○		生活支援技術 4 (調理)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 後	30	-	△	○		○			○	
22	○		生活支援技術 5 (被服)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 前	30	-	△	○		○			○	

23	○		生活支援技術 6 (住居)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 前	30	-	○	△		○		○	○	
24	○		生活支援技術 7 (レクリエーション)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1 後	30	-	○			○			○	
25	○		生活支援技術 8 (リハビリテーション)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	2 前	30	-	○			○			○	
26	○		生活支援技術 9 (ターミナルケア)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	2 後	30	-	○			○			○	
27	○		介護過程 1 (基礎)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	1 前	30	-	○	△		○		○		
28	○		介護過程 2 (応用)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	1 後	30	-	○	△		○		○		
29	○		介護過程 3 (施設)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	2 前	30	-		○		○		○		
30	○		介護過程 4 (居宅)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	2 前	30	-	○	△		○		○	○	
31	○		介護過程 5 (総合)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	2 後	30	-		○		○		○		
32	○		介護総合演習Ⅰ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	1 後	40	-		○		○		○		
33	○		介護総合演習Ⅱ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	2 前	40	-	△	○		○		○		
34	○		介護総合演習Ⅲ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	2 後	40	-	△	○		○		○		
35	○		介護実習Ⅰ	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。	1 後	90	-			○		○	○		○

36	○		介護実習Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2 前	180	-			○		○	○		○
37	○		介護実習Ⅲ	本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2 後	180	-			○		○	○		○
38	○		発達と老化の理解 1（高齢者理解）	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	1 後	30	-	○			○		○		
39	○		発達と老化の理解 2（高齢者支援）	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	1 後	30	-	○			○		○		
40	○		認知症の理解 1（認知症理解）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	2 前	30	-	○			○		○		
41	○		認知症の理解 2（認知症支援）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	2 前	30	-	○			○		○		
42	○		障害の理解 1（障害者理解）	障害のある人の心理や身体機能・社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	1 後	30	-	○			○			○	
43	○		障害の理解 2（障害者支援）	障害のある人の心理や身体機能・社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	1 後	30	-	○			○			○	
44	○		こころとからだのしくみ 1（構造機能）	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	1 前	30	-	○			○			○	
45	○		こころとからだのしくみ 2（病気の理解）	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	1 後	30	-	○			○		○		
46	○		こころとからだのしくみ 3（生活支援）	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	1 前	60	-	○			○		○		
47	○		医療的ケア 1	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	2 前	32	-	○			○			○	

48	○			医療的ケア 2	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	2 前	36	-	○			○		○		
49	○			医療的ケア 3	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	2 後	30	-		○		○		○	○	
合計						49	科目	1928 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：全科目の修得		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：配当年次・学期ごとに対象科目の履修		1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。